

証券コード 8518
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
日本アジア投資株式会社
代表取締役 細 窪 政

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第34期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件、及び、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容に関する承認の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
4. 招集にあたっての決定事項
3頁及び4頁の議決権の行使等についてのご案内をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類と合わせて、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jaic-vc.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

日時

平成27年 6月25日 (木曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

場所

住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成27年 6月24日 (水曜日)
午後5時20分 到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

平成27年 6月24日 (水曜日) 午後5時20分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日（水曜日）の午後5時20分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン又はスマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(5) 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

第34期 事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の日本経済は、消費税増税等の影響により個人消費が落ち込む一方、賃金増加等に伴う消費回復期待もあり、景気先行きへの見解は強弱が交錯しています。

また、アジア各国においては、経済成長鈍化の懸念や政治的な緊張感が高まりつつも、株式市況は上昇に転じました。

このような環境のもと、当連結会計年度における当社グループの事業の経過及び成果は下記のようにになりました。

イ. ファンドの状況

当連結会計年度において、新規設立又は運用資産が増加したファンドはありませんでした。当連結会計年度末における当社グループが管理、運用又は投資情報の提供を行っているファンドの運用残高は、清算したファンドの影響等により前連結会計年度末から減少し、21ファンド、43,897百万円（前連結会計年度末28ファンド、50,888百万円）となりました。

投資事業組合等運営報酬については、前連結会計年度に比しファンド運用残高の減少に伴い管理運営報酬等が減少したことや成功報酬が減少したため370百万円（前連結会計年度比 22.7%減）となりました。

新規の組成については、日本の中堅・中小企業を支援するファンドや、海外投資家との協業によるファンド等、複数の企画に取り組み早期実現を目指しており、ファンド出資者候補である国内金融機関や、海外投資家との交渉を行っております。

ロ. 投資実行の状況

当社は、日本とアジアに跨る総合的投資会社として、両地域において成長企業に投資をしております。投資対象とする業種は、環境・再生可能エネルギー、医療・介護、サービス、ICT（情報通信技術）、バイオ・ライフサイエンス等多岐にわたります。環境・再生可能エネルギー分野では、当社が行

うメガソーラー投資事業とのシナジー効果も期待して取り組みを進めております。

当連結会計年度は、国内の投資体制を強化し積極的に投資を行ったことや、メガソーラー投資事業の新規プロジェクトが立ち上がったことから、日本国内向けの投資実行額は前連結会計年度に比し増加致しました。一方、中華圏では、前連結会計年度中に投資組入れ期間が終了したファンドがあったことなどから、前連結会計年度に比し投資実行額が減少しました。その結果、国内外全体では、グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドからの投資実行額は、26社、2,728百万円（前連結会計年度比34.9%減）となりました。また、当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドの投資残高については、投資回収が進捗したことなどから前連結会計年度末から減少し、当連結会計年度末において249社、19,722百万円（前連結会計年度末 284社、25,862百万円）となりました。

メガソーラー投資事業については、当連結会計年度中に4件の発電所の建設を開始し、その後も、平成27年4月末までにさらに1件の発電所建設を開始しました。また、1件のプロジェクトにおいて、一部で売電を開始しました。今後も、メガソーラー関連事業を営む他社との協業を進め、全国各地でメガソーラーを中心とした再生可能エネルギーの発電所プロジェクトを手掛けるべく、優良な案件の発掘に注力してまいります。

ハ．投資損益の状況

当連結会計年度において当社グループの投資先企業の中からIPO（新規上場）を果たした企業は、上場企業との株式交換（国内2社）を含め、国内4社、海外1社、合計5社（前連結会計年度 国内4社、海外4社、合計8社）と前連結会計年度に比し減少致しました。

一方で、株式会社ヘルシーサービスを始めとして国内未上場の投資先の売却を実現したほか、既に上場済みの投資先の株式売却を進め一定の実現キャピタルゲインを計上致しました。しかしながら、当連結会計年度においては大型IPOがなかったため、営業投資有価証券の売却高は6,219百万円（前連結会計年度比13.3%減）、売却益である実現キャピタルゲインは3,254百万円（前連結会計年度比10.5%減）と前連結会計年度と比較して減少しました。

評価損・引当金については、平成26年5月に重要な投資先である株式会社白元が東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い評価損839百万円を計上したことなどから、当連結会計年度の営業投資有価証券評価損は、1,112百万円（前連結会計年度比545.4%増）と前連結会計年度に比し大幅に増加致しました。一方、投資損失引当金繰入額は681百万円（前

連結会計年度比64.5%減)となり、評価損と投資損失引当金繰入額の合計額では、1,794百万円(前連結会計年度比14.3%減)と前連結会計年度に比し減少しております。

以上の結果、実現キャピタルゲインから営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額を差し引いた後の投資利益は1,460百万円(前連結会計年度比5.3%減)となり、前連結会計年度から若干の減少に留まりました。

二. 販売費及び一般管理費、特別損益等の状況

継続的なコスト削減策の実施により、販売費及び一般管理費は1,368百万円(前連結会計年度比10.7%減)となりました。

特別損益の主な内訳は、当社が政策目的で保有する投資有価証券のうちその純資産価額が著しく低下したものが発生したため、投資有価証券評価損213百万円を特別損失に計上しました。

少数株主利益については、主に、連結子会社に該当するファンドの損益のうち、少数株主に該当する当社グループ以外のファンド出資者に帰属する部分が計上されています。当連結会計年度においては、当社グループ以外のファンド出資者の存在する連結子会社に該当するファンドからの利益が増加したため、880百万円(前連結会計年度比164.3%増)となりました。

上記の結果、営業収益は6,935百万円(前連結会計年度比18.0%減)、営業利益533百万円(前連結会計年度比54.5%減)、経常利益389百万円(前連結会計年度比37.0%減)、当期純損失731百万円(前連結会計年度当期純利益269百万円)となりました。当期純損失となったため、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

ホ. 借入金の状況

借入金は、当連結会計年度中に3,816百万円を返済し着実にその残高を圧縮しております。加えて、平成27年4月末には1,733百万円の追加返済を実施致しました。

なお、当社グループは、平成27年3月31日現在の借入金残高のうち20,193百万円(うち長期借入金17,745百万円、短期借入金2,448百万円)について、全取引金融機関から返済条件の変更等を主としたリスケジュールを頂いており、これらの借入金については財務制限条項が付されておりました。当該返済計画の期限が平成27年4月末に到来するにあたり、当社は再び全取引金融機関55社と協議を行い、平成27年5月1日から平成28年7月29日までの新たな返済計画について同意を頂くことが出来ました。

新たな返済計画においては、これまでと同様に最低返済額を定めています
が、従来よりも融資期間を短縮する一方で、財務制限条項を付さない条件と
しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

メガソーラー投資事業向けの資金を調達するため、平成26年12月にバーク
レイズ・バンク・ピーエルシーを割当先として行使価額修正条項付新株予
約権を発行致しました。その後、平成27年4月末までに新株予約権総数の
61.8%が行使され、合計で1,006百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の
状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成26年6月に政投銀日垂投資諮詢（北京）有限公司の当社保有株式すべ
てを売却致しました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (平成24年3月期)	第 32 期 (平成25年3月期)	第 33 期 (平成26年3月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
営 業 収 益	6,860百万円	4,766百万円	8,461百万円	6,935百万円
経常利益又は経常損失(△)	△3,111百万円	△2,816百万円	617百万円	389百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,078百万円	△2,744百万円	269百万円	△731百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△26.12円	△23.28円	2.28円	△6.16円
総 資 産	41,094百万円	36,044百万円	32,953百万円	30,674百万円
純 資 産	10,063百万円	8,646百万円	7,137百万円	8,047百万円
1株当たり純資産	12.08円	7.85円	17.45円	23.35円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により計算しております。
2. 第32期より、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴う、経常利益又は経常損失、及び、当期純利益又は当期純損失に与える影響は軽微であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
ジャイク事務サービス株式会社	10百万円	100%	当社グループが業務執行を行う投資事業組合等の管理事務
JAICシードキャピタル株式会社	40百万円	100%	シード投資に特化した投資事業及び投資先企業に対する経営支援活動
JAIC ASIA HOLDINGS PTE.LTD.	22百万シンガポールドル	100%	東南アジア地域における関連会社の統括
JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO.,LTD.	0百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
日亜投資諮詢（上海）有限公司 (JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO.,LTD.)	3百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
蘇州日亜創業投資管理有限公司	1百万中国 人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
瀋陽日亜創業投資管理有限公司	1百万中国 人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
日亜（天津）創業投資管理有限公司	2百万中国 人民元	70%	当社グループの出資するファンドの管理運営
投資事業組合等19ファンド	—	—	投資業務

- (注) 1. 投資事業組合等につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会平成18年9月8日公表 実務対応報告第20号）の適用に伴い、連結子会社となっております。
- (注) 2. 資本金や純資産が一定額以上の子会社、及び、人員が駐在する子会社を、重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の中長期的な経営戦略及び対処すべき課題について以下のように考えております。

① 中長期的な会社の経営戦略

イ. 日本と中華圏での実績積み上げ

当社は、日本とアジアに跨る総合的投資会社として、両地域において成長企業に投資をしております。アジアの中では中国を重点地域と位置付け、中華圏の企業に集中して投資をしております。投資対象とする業種は、環境・再生可能エネルギー、医療・介護、サービス、ICT（情報通信技術）、バイオ・ライフサイエンス等多岐にわたります。環境・再生可能エネルギー分野では、当社が行うメガソーラー投資事業とのシナジー効果も期待して取り組みを進めてまいります。

加えて、インカムゲイン志向型の投資事業を経営のもう一つの柱に育てるべく、メガソーラーを始めとする再生可能エネルギー事業への投資を拡大してまいります。

ロ. パートナー戦略の強化

国内外の事業パートナーとの関係をさらに強化し、投資先の提携候補先の相互紹介や新ファンドの設立、並びに、新規投資候補先の発掘強化に繋げてまいります。また、新たなパートナーの開拓にも積極的に取り組んでまいります。特に中国事業については当社の海外戦略の核をなすものと考え、中長期的な視点から現地パートナーとの関係構築・強化に取り組んでまいります。

② 当社グループの対処すべき課題

イ. 国内及び中華圏における新規ファンドの設立及び新規投資実行の推進

投資主力分野において有望な企業を厳選して新規投資を推進し、また、その投資実績をもって当社の投資開拓能力をファンドの投資家にアピールすることで、新規ファンドの組成に繋げてまいります。具体的には、日本国内においては、成長ステージにあるベンチャー企業を主な投資対象とするファンドの設立を目指し、既にターゲットとなる有望な企業への投資を進めています。

また、中華圏においては、新規ファンド設立に向けた取り組みとして、現在中国瀋陽市で運営中のファンドの投資組入れを推進するとともに、中国全域での投資を想定した将来のファンド設立に向けて、広域にわたり有望な企業への投資をさらに強化いたします。

ロ. メガソーラー投資事業における投資資産の積上げ

安定収益拡大のために推進しているインカムゲイン志向型の投資事業では、その中でも、既に実績のあるメガソーラープロジェクトへの投資に注力いたします。メガソーラー発電所の建設等にかかる資金は、85%程度を金融機関からのプロジェクトファイナンスによる資金で調達し、残りの必要資金を当社やパートナー企業が投資いたします。

ハ. 投資先企業に対する経営支援の強化

経営支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、既存投資資産からのキャピタルゲインの最大化に努めます。

具体的には、投資先企業が新規上場を早期実現できるよう、コンサルティング会社や主幹事証券の紹介や資本政策のアドバイスなどを行います。また、投資先企業の事業拡大に向けた支援として、借入金調達のためのコンサルティング会社や販売候補先の紹介、資本業務提携交渉の支援、M&Aや提携ニーズへの対応などを行います。加えて、海外事業展開を志向する投資先企業には、現地視察の提案や訪日海外企業との面談設定などを行います。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

日本とアジアに跨る総合的な投資会社として、日本を含むアジア地域におけるベンチャー企業や中堅・中小企業等を中心とした成長力豊かな企業へ投資し、育成・支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、当該投資資産の売却によるキャピタルゲインや当該投資資産からのインカムゲインを得ることを目的として、投資及び投資事業組合等ファンドの管理運営を主な業務としております。また、投資業務に付随する情報提供及びコンサルティング業務等を行っております。

(6) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

当社本社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

国内拠点 当社

西日本オフィス（大阪府大阪市）

ジャイク事務サービス株式会社（東京都千代田区）

JAICシードキャピタル株式会社（東京都千代田区）

海外拠点 台北支店(台湾)

JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO., LTD. (香港)

日亜投資諮詢（上海）有限公司（中国上海市）

(JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO.,LTD.)

蘇州日亜創業投資管理有限公司（中国蘇州市）

日亜（天津）創業投資管理有限公司（中国天津市）

瀋陽日亜創業投資管理有限公司（中国瀋陽市）

（注1） 休眠中の海外拠点は記載しておりません。

（注2） 平成27年5月に台北支店の閉鎖手続を開始しております。

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
45名	1名減

（注）使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
25名	2名増	45.3歳	9年6ヶ月

（注）1．使用人数は就業員数であります。

2．上記以外に他会社への出向社員が8名おります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,064百万円
農 林 中 央 金 庫	1,176百万円
信 金 中 央 金 庫	1,038百万円
First Eastern Asia Holdings Limited	956百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	933百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 375,362,000株

② 発行済株式の総数 128,751,475株

(注)行使価額修正条項付新株予約権の行使により、発行済株式の総数は8,758,000株増加しております。

③ 株主数 10,372名

④ 主な株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社SBI証券	4,361千株	3.44%
日本証券金融株式会社	3,051千株	2.40%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	3,000千株	2.36%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	2,000千株	1.57%
松井証券株式会社	1,983千株	1.56%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800千株	1.42%
マネックス証券株式会社	1,799千株	1.42%
楽天証券株式会社	1,756千株	1.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,394千株	1.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,389千株	1.09%

(注) 1. 持株比率は、自己株式（2,098,630株）を控除して算出しております。

2. 当社の自己株式は、上記表に含めておりません。

3. 上記表の株主名の表記は、総株主通知に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当該事業年度末日における新株予約権等の状況

	2010年7月新株予約権 (平成22年7月21日発行)
発行決議日	平成22年7月5日
新株予約権の数	18個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式18,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 58,000円 (1株当たり58円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 58円 1株当たりの資本組入額 29円 (注)
権利行使期間	平成24年7月22日から 平成27年7月21日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。 ②次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。 (a)新株予約権者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。ただし、当社を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。 (b)新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格58円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。なお、当該発行価格58円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額33円の合計額に0.5を乗じて算出(円未満切り上げ)した資本組入額は46円となります。

	2011年7月新株予約権 (インセンティブ型ストック・オプション) (平成23年7月11日発行)
発行決議日	平成23年6月24日
新株予約権の数	70個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式70,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 91,000円 (1株当たり91円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 91円 1株当たりの資本組入額 46円 (注)
権利行使期間	平成25年7月12日から 平成28年7月11日まで
新株予約権の主な行使条件	2010年7月新株予約権と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格91円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。なお、当該発行価格91円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額55円の合計額に0.5を乗じて算出(円未満切り上げ)した資本組入額は73円となります。

	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成26年3月11日発行)
発行決議日	平成26年2月24日
新株予約権の数	179個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式179,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 1円 (注)
権利行使期間	平成26年3月12日から 平成56年3月11日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成26年3月11日発行)
新株予約権の主な行使条件	②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ③その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

（注）上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額108円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は55円となります。

	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成26年7月15日発行)
発行決議日	平成26年6月30日
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式81,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 1円 (注)
権利行使期間	平成26年7月16日から 平成26年7月15日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)と同一

（注）上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額89円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は45円となります。

	2014年12月新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権) (平成26年12月5日発行)
発行決議日	平成26年11月18日
新株予約権の数	当事業年度末残高 14,742個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当事業年度末現在 普通株式14,742,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権発行総数23,500個の払込金額 総額 8,671,500円 (新株予約権1 個当たり369円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) に交付株式数を乗じた額とする。 (2) 行使価額は、当初73円とする。但し、行使価額は一定の修正又は調整がなされる。 2. 行使価額の修正 平成26年12月8日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は50円とし、一定の調整がなされる。本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
権利行使期間	平成26年12月8日から 平成28年12月7日まで
新株予約権の主な行使条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 本新株予約権には譲渡制限は付されていないが、割当予定先との間で締結した第三者割当契約において、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する際には当社取締役会の承認が必要である旨が定められている。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名称	個数	保有者
取締役 (社外取締役を除く)	2014年3月新株 予約権(株式報酬型 ストック・オプション)	179個	3名
	2014年7月新株 予約権(株式報酬型 ストック・オプション)	81個	3名
社外取締役	同上	—	—
監査役	同上	—	—

③ 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

④ その他新株予約権等の状況

2014年12月新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)は、平成27年4月末までに新株予約権総数の61.8%が行使され、合計で1,006百万円を調達しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役	細 窪 政	経 営 全 般、投 資 グ ル ー プ 担 当
常 務 取 締 役	下 村 哲 朗	管 理 グ ル ー プ 担 当 企 画 グ ル ー プ 担 当
取 締 役	永 島 一 広	投 資 グ ル ー プ 副 担 当 (E S C O 事 業)
常 勤 監 査 役	金 屋 憲 二 郎	
監 査 役	工 藤 研	東京グリーン法律事務所 弁護士
監 査 役	安 川 均	

- (注) 1. 監査役の工藤研、安川均の両氏は社外監査役であります。
 2. 当該事業年度の期中における会社役員 の 重要な兼職状況は、次のとおり
 となっておりますが、いずれも当事業年度末現在において兼職状況は解
 消されております。

取 締 役	永 島 一 広	日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO.,LTD.) 董事長 蘇州日亜創業投資管理有限公司 董事 長 瀋陽日亜創業投資管理有限公司 董事 長
-------	---------	--

3. 当社は、監査役の工藤研、安川均の両氏を東京証券取引所の定めに基づ
 く独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外取締役を置くことが相当でない理由
 当社は、当事業年度中において、当社における適切なコーポレートガバ
 ナンスの体制や社外取締役の候補者について検討を続けてまいりました。
 その中で「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）
 の平成27年5月1日施行により新設された監査等委員会設置会社に移
 行することが、当社にとって最適な体制であるとの結論に至りました。
 そのため、当事業年度末時点では当社は社外取締役を置いておりません
 が、平成27年6月に開催する定時株主総会において、監査等委員会設置
 会社への移行とともに、社外取締役2名の選任議案を付議いたします。
 監査等委員会設置会社への移行が承認された場合には、取締役5名のう
 ち2名が社外取締役となります。

② 事業年度中に退任した取締役 該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役 (うち社外取締役)	71百万円 (-円)	51百万円 (-円)	19百万円 (-円)	3名 (0名)
監査役 (うち社外監査役)	19百万円 (9百万円)	19百万円 (9百万円)	—	3名 (2名)
合計	90百万円	70百万円	19百万円	6名

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月24日開催の第30期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月24日開催の第30期定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

工藤氏は弁護士であり東京グリーン法律事務所に所属しております。

東京グリーン法律事務所と当社との間には契約関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 工 藤 研	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。また、上記の他取締役会の書面決議を2回行っております。主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役 安 川 均	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。また、上記の他取締役会の書面決議を2回行っております。当社とは異なる事業分野での企業経営の経験から適宜発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役ともに、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
1.当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
2.当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記1.を含む。）	52百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

2.当社の重要な子会社のうち、JAIC ASIA HOLDINGS PTE. LTD.、JAIC INTERNATIONAL(HONG KONG) CO.,LTD.、日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT(CHINA)CO.,LTD.)、蘇州日亜創業投資管理有限公司、瀋陽日亜創業投資管理有限公司、及び日亜(天津)創業投資管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、連結決算アドバイザー業務、及び、新株予約権の発行に関する合意された手続についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

平成27年3月末現在における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針策定に関する考え方

イ. 当社は、以下を経営理念としている。

ａ) 日本を含むアジアを主たる舞台に、プライベートエクイティファンドの運営を通じて、投資先企業の成長発展を強力に支援し、成功の果実を企業やファンド投資家と分かち合う。

ｂ) 日本企業のアジア事業支援やアジア企業の日本事業支援など、日本とアジア諸国との間の経済連携拡大に貢献することにより、企業や投資家はもとよりすべてのステークホルダーから信頼される投資会社となる。

当社は、この経営理念の下、業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を定める。

ロ. 当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、財務諸表やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保証する枠組みとなるものである。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、当社及び当社子会社における企業倫理の確立、並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「私たちの行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信する事により、周知徹底を図る。

ロ. 管理グループ管掌役員をコンプライアンス担当役員とする。コンプライアンス担当役員は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、説明会や個別相談など必要な諸活動を推進し、管理する。

ハ. 各組織単位及び各業務単位の責任者は、日々の業務を遂行する際、その行動基準を遵守し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 内部監査室は、各組織単位及び各業務単位の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部署からその改善状況の報告を義務付けることで、実効性を高める。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は取締役会を設置する。取締役会は、原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と代表取締役の業務執行の監督を行う。

ロ. 取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上、投資委員会及びポートフォリオ委員会を原則週1回開催する。経営会議は、取締役会付議事項に係る意思決定の迅速化を図るための機関であり、取締役及び執行役員によって構成する。投資委員会及びポートフォリオ委員会は、営業上の投融资に関する事項を決裁する機関であり、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り各事務局によって運営する。

- ハ、取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ、室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置する。取締役はそれぞれ組織又は業務を管掌する。組織を管掌する取締役は、各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行う。また、責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位を設置し、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させる。
 - ニ、取締役がファンド管掌業務を円滑に遂行する為、経営会議にてファンド毎にファンドマネージャーを選任する。ファンドマネージャーは、投資組入について決裁会議の構成員として決裁権を持ち、また投資回収等についてファンドの観点から確認する事で、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負う。
- ④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ、取締役会には、取締役会事務局を設置する。
 - ロ、取締役会事務局は、議長の命を受けて取締役会の開催、議事録の作成・保管その他取締役会に関する事務に当たる。各取締役が報告した業務執行状況資料及び取締役会議事録については、取締役及び監査役が常時閲覧できるようにし、取締役会議事録は10年間保管する。また、その他の全社的な文書保管の体制については文書管理規程に定める。
- ⑤ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- イ、組織単位及び各業務単位には、業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各管掌役員又は責任者等への報告及び決裁機関への付議・報告等を義務付ける。また、業務執行の過程においては、各管掌役員、各責任者等、及び各業務の管理を担当する組織単位及び各業務単位が統制活動を行う。
 - ロ、情報管理を適切に行うため、インサイダー取引管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、各責任者等をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、業務等に関する重要事実等の情報の管理を義務付ける。
 - ハ、経営危機管理を体系的に規定する、経営危機管理規程を制定する。
- ⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ、子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理する。
 - ロ、極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の業務の適正を確保するように監督をする。
 - ハ、子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させる。
 - ニ、子会社には、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせる。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置する。
 - ロ. 上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性を確保すべきことに留意して、必要に応じて監査役が取締役と意見交換を行う。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、あらかじめ定められた監査役会に対する報告事項について、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ロ. 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社の調査を行い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、より効率的な監査を実施できるよう、内部監査及び会計監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図る。内部監査室とは定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行う。また、必要に応じて会計監査人の往査・監査講評に立ち会う。
 - ロ. 監査役は、代表取締役社長と定例会合を持つ。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,332	流 動 負 債	3,215
現金及び預金	11,610	短期借入金	2,448
営業投資有価証券	19,982	リース債務	29
投資損失引当金	△4,995	未払費用	351
営業貸付金	207	未払法人税等	38
そ の 他	543	未払消費税等	4
貸倒引当金	△16	繰延税金負債	129
固 定 資 産	3,342	賞与引当金	5
有形固定資産	600	そ の 他	207
建物及び構築物	27	固 定 負 債	19,412
車両運搬具及び 工具器具備品	10	長期借入金	18,755
土 地	24	リース債務	538
リース資産	537	繰延税金負債	23
無形固定資産	10	退職給付に係る負債	89
投資その他の資産	2,731	そ の 他	5
投資有価証券	2,382	負 債 合 計	22,627
破産更生債権等	244	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	203	株 主 資 本	1,221
貸倒引当金	△99	資 本 金	4,299
資 産 合 計	30,674	資 本 剰 余 金	2,415
		利 益 剰 余 金	△5,083
		自 己 株 式	△410
		その他の包括利益累計額	1,736
		その他有価証券評価差額金	572
		為替換算調整勘定	1,163
		新 株 予 約 権	34
		少 数 株 主 持 分	5,054
		純 資 産 合 計	8,047
		負 債 純 資 産 合 計	30,674

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		6,935
営 業 原 価		5,034
営 業 総 利 益		1,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,368
営 業 利 益		533
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	334	
雑 収 入	25	374
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	442	
支 払 手 数 料	0	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3	
為 替 差 損	58	
雑 損 失	13	518
経 常 利 益		389
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 償 還 益	21	
そ の 他	1	23
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	213	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	0	
そ の 他	19	233
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		178
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30	30
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		148
少 数 株 主 利 益		880
当 期 純 損 失		731

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 残高	4,000	2,115	△4,351	△410	1,353
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	299	299	-	-	599
当期純損失	-	-	△731	-	△731
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	299	299	△731	-	△132
平成27年3月31日 残高	4,299	2,415	△5,083	△410	1,221

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
平成26年4月1日 残高	329	374	703	9	5,070	7,137
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-	-	-	-	599
当期純損失	-	-	-	-	-	△731
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	243	788	1,032	25	△15	1,042
連結会計年度中の変動額合計	243	788	1,032	25	△15	910
平成27年3月31日 残高	572	1,163	1,736	34	5,054	8,047

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,345	流 動 負 債	3,386
現金及び預金	7,539	関係会社短期借入金	363
営業投資有価証券	15,217	1年内返済予定の 長期借入金	2,448
投資損失引当金	△3,852	未 払 費 用	145
営 業 貸 付 金	206	未 払 法 人 税 等	23
前 払 費 用	67	前 受 金	28
未 収 入 金	54	前 受 収 益	29
そ の 他	130	賞 与 引 当 金	4
貸 倒 引 当 金	△17	繰延税金負債	129
固 定 資 産	4,610	そ の 他	214
有形固定資産	49	固 定 負 債	17,858
建 物	20	長期借入金	17,745
工具、器具及び備品	4	退職給付引当金	89
土 地	24	繰延税金負債	23
無形固定資産	5	負 債 合 計	21,245
そ の 他	5	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	4,555	株 主 資 本	1,124
投資有価証券	1,923	資 本 金	4,299
関係会社株式	2,321	資 本 剰 余 金	2,415
破産更生債権等	219	資 本 準 備 金	299
長期前払費用	133	その他資本剰余金	2,115
そ の 他	31	利 益 剰 余 金	△5,180
貸 倒 引 当 金	△74	その他利益剰余金	△5,180
資 産 合 計	23,956	繰越利益剰余金	△5,180
		自 己 株 式	△410
		評価・換算差額等	1,551
		その他有価証券評価差額金	1,551
		新 株 予 約 権	34
		純 資 産 合 計	2,711
		負 債 純 資 産 合 計	23,956

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成26年 4月1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,955
営 業 原 価		3,453
営 業 総 利 益		502
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,077
営 業 損 失		575
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	335	
雑 収 入	17	363
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	399	
支 払 手 数 料	0	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3	
為 替 差 損	82	
雑 損 失	12	498
経 常 損 失		710
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 償 還 益	21	
関 係 会 社 清 算 益	14	35
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	213	
そ の 他	0	213
税 引 前 当 期 純 損 失		888
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3	3
当 期 純 損 失		892

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰余金			
平成26年4月1日 残高	4,000	-	2,115	2,115	△4,287	△4,287	△410	1,417
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	299	299	-	299	-	-	-	599
当期純損失	-	-	-	-	△892	△892	-	△892
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	299	299	-	299	△892	△892	-	△292
平成27年3月31日 残高	4,299	299	2,115	2,415	△5,180	△5,180	△410	1,124

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等		
平成26年4月1日 残高	829	829	9	2,256
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	599
当期純損失	-	-	-	△892
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	722	722	25	747
事業年度中の変動額合計	722	722	25	454
平成27年3月31日 残高	1,551	1,551	34	2,711

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海野 隆 善 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 亮 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2014年12月新株予約権（行使価額修正条項付）の一部について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆 善 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2014年12月新株予約権（行使価額修正条項付）の一部について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

日本アジア投資株式会社 監査役会

常勤監査役 金 屋 憲 二 郎 ㊟

社外監査役 工 藤 研 ㊟

社外監査役 安 川 均 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目指した取り組みを進めています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成27年10月1日付で当社株式の単元株式数（売買単位）を変更（1,000株から100株に変更）することを、本第1号議案が承認可決されることを条件として、平成27年5月22日の当社取締役会で決議致しました。

単元株式数（売買単位）の変更後においても、当社株式の投資単位（1 売買単位当たりの価格）を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）に合わせるとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成27年10月1日（木）

(3) 発行可能株式総数

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数は、37,536,200株とします。

(4) 定款の変更

本第1号議案が承認可決された場合、定款は株式併合の効力発生日をもって次のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>375,362,000株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>37,536,200株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(5) その他

その他手続き上の必要事項につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額が10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法では、法令に定める要件に該当する場合には、役員の責任免除が認められています。また、改正会社法により、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されました。取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、これらの適用を受けるべく、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任免除及び責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監役の同意を得ております。

- (3) 上記条文の新設に伴い、条数を変更するものであります。
- (4) なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものと致します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (注)	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (定 員) 第19条 本社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 (新設) (選 任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u> (定 員) 第19条 本社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、 <u>7</u> 名以内とする。 <u>2. 本社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は5名以内とする。</u> (選 任) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任 期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(注) 現行定款のうち第6条及び第8条は、第1号議案が承認可決された場合には、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって、第1号議案2.株式併合の内容(4)定款の変更部分に記載した「変更後定款」のようになります。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2. 前項の規定に関わらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(招集通知)	(招集通知)
第24条	第24条
取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	<u>1. 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第25条 本会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> （新設） 第26条 （条文省略） （新設） （社外取締役との責任限定契約） 第27条 （新設） 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結することができる。	(取締役会の決議の省略) 第26条 本会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 （業務執行の決定の取締役への委任） 第27条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。 第28条 （現行どおり） <u>（監査等委員会規則）</u> 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 （取締役の責任免除） 第30条 本会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって法令に定める限度において免除することができる。 <u>2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 第28条～第34条 （条文省略） 第 6 章 会計監査人 第35条～第36条 （条文省略） 第 7 章 計算 第37条～第40条 （条文省略） （新設）	(削除) 第 5 章 会計監査人 第31条～第32条 （現行どおり） 第 6 章 計算 第33条～第36条 （現行どおり） <u>附則 第34期定時株主総会終結前の</u> <u>社外監査役（社外監査役であった者を</u> <u>含む。）の行為に関する会社法第423</u> <u>条第1項の賠償責任を限定する契約</u> <u>については、なお同定時株主総会の決</u> <u>議による変更前の定款第34条の定め</u> <u>るところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	ほ そ く ば お さむ 細 窪 政 (昭和36年2月3日生)	昭和58年4月 日本信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株))入社 平成元年7月 当社入社 平成3年3月 同 マニラ駐在員事務所 長 平成10年4月 同 シンガポール駐在員 事務所長 平成13年4月 同 名古屋支店長 平成17年4月 同 執行役員 平成19年6月 同 取締役営業企画業務 管掌兼海外業務副管掌 平成20年6月 同 取締役コーポレート オフィスグループ管掌 平成21年6月 同 取締役コーポレート オフィス/グローバル投資 グループ管掌 平成21年7月 日亜投資諮詢(上海)有限 公司(JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.) 董 事長 平成23年2月 当社 取締役中国総支配 人 平成24年2月 同 取締役投資統括部管 掌 平成24年6月 同 代表取締役投資統括 部管掌 平成25年4月 同 代表取締役投資グル ープ担当 平成27年4月 同 代表取締役投資グル ープ/投資企画グループ担当 (現在に至る)	43,000株

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	しもむら てつろう 下村 哲朗 (昭和30年5月26日生)	昭和53年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成16年4月 同行 横浜駅前支社長 平成18年1月 同行 アジア本部中国部長 平成20年2月 当社入社 平成20年7月 同 執行役員 海外業務中華圏担当兼財務担当 平成21年4月 同 執行役員財務グループ担当 平成21年6月 同 取締役財務/ポートフォリオ管理/RM(リレーションマネジメント)グループ管掌 平成23年10月 同 常務取締役経営管理本部長 平成24年2月 同 常務取締役経営管理部、人事部管掌 平成24年6月 同 常務取締役経営企画管理部・人事部管掌、投資統括部副管掌 平成25年4月 同 常務取締役管理グループ/企画グループ担当 平成27年4月 同 常務取締役管理グループ/新エネルギー投資グループ担当(現在に至る)	9,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おお もり かず のり 大 森 和 徳 (昭和29年2月12日生)	昭和51年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成14年5月 (株)UFJ銀行(現 (株)三菱東京UFJ銀行) 上海支店長 平成16年2月 中国浙江省杭州市 経済技術開発区 経済顧問 平成16年3月 中国江蘇省蘇州市 蘇州工業園区 高級顧問 平成17年10月 日本興亜損害保険(株)(現損害保険ジャパン日本興亜(株)) 本店営業第1部 金融担当部長 平成20年10月 (株)学生情報センター 執行役員 平成21年12月 同 専務執行役員 平成23年6月 (株)社楽(現 (株)社楽パートナーズ) 取締役副会長 平成25年6月 (株)社楽パートナーズ 顧問 副会長(現在に至る) 平成27年4月 当社 顧問(現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)社楽パートナーズ 顧問 副会長	一株
2	やす かわ ひとし 安 川 均 (昭和14年8月29日生)	昭和38年4月 日立化成工業(株)入社 平成7年4月 同社 常務取締役経営企画室長 平成11年6月 日本電解(株) 代表取締役社長 平成18年10月 同社 退社 平成19年6月 当社 社外監査役(現在に至る)	一株

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	ぬ な み 沼 波 正 (昭和28年5月23日生)	昭和51年4月 日本銀行入行 平成20年6月 同行 国際局長 平成22年2月 政策研究大学院大学 教授 平成23年6月 公益財団法人 金融情報システムセンター 常務理事 平成26年7月 日本興亜損害保険(株)(現損害保険ジャパン日本興亜(株))顧問(現在に至る) (重要な兼職の状況) 損害保険ジャパン日本興亜(株) 顧問	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安川均氏及び沼波正氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安川均氏は、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。
- 沼波正氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、マクロ経済やグローバル経済に関する高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 安川均氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。また、当社は、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、安川均氏及び沼波正氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
く どう けん 工 藤 研 (昭和40年4月23日生)	平成8年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 平成12年12月 東京グリーン法律事務所開設 ジュニアパートナー（現在に至る） 平成18年4月 当社 社外監査役（現在に至る）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 東京グリーン法律事務所と当社との間には契約関係はありません。
3. 工藤研氏は、監査等委員候補者（社外取締役候補者）であります。
4. 工藤研氏を監査等委員候補者（社外取締役候補者）とした理由は、当該候補者が過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した事実はございませんが、企業法務に精通し、弁護士の立場から法律分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適法性を確保するための助言・提言を望めるためであります。
5. 工藤研氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、工藤研氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件、及び、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容に関する承認の件

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の、現在の取締役の報酬等の額は、①年額報酬300百万円以内、及び、②年額報酬の範囲内でのストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権に関する報酬、の2種類が定められています。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、上記2種類の現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、それぞれ下記のとおり設定したいと存じます。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は2名となります。

①年額報酬

経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額210百万円以内とさせていただきたく存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

②ストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権に関する報酬

上記の取締役の年額報酬の範囲で、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただきたいと存じます。

現行の制度と同じく、取締役に対する報酬制度に関して当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットを株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

なお、当社は、平成16年6月24日開催の第23期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。当株式報酬型ストック・オプションは、役員退職慰労金制度に代わる退任時の報酬であります。具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容に関する承認の件

今般導入する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容は、下記のとおりです。経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の制度を踏襲し

たものであり、相当であると判断しております。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は126個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合は、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整し、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記（4）の期間内において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額36百万円以内と定めることとさせていただきます。

第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

〒102-0074 東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段



交通のご案内

「九段下」駅「5番出口」徒歩5分
(東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線)
「九段下」駅「7番出口」徒歩3分(東京メトロ東西線)
※駐車場・駐輪場はございません。公共の交通機関をご利用ください。
(定時株主総会終了後に、同じ会場で会社説明会を行います。)
(是非ともご参加いただきたくご案内申し上げます。)